

瀬戸市告示第 8 2 号

平成 2 0 年瀬戸市告示第 3 5 号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第 1 表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第 1 表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>			<省略>		
政策推進課	政策推進課の所管に属する証明手数料等の収納	政策推進課長の職にある出納員	財政課	財政課の所管に属する証明手数料等の収納	財政課長の職にある出納員
<省略>			<省略>		
下水道課	1 及び 2 <省略> 3 公共下水道占用料の 収納 4 <省略>	<省略>	下水道課	1 及び 2 <省略> 3 公共下水道及び都市 下水路占用料の収納 4 <省略>	<省略>
<省略>			<省略>		
第 2 表 出納員の権限に属する事務の委任			第 2 表 出納員の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>			<省略>		
下水道課	1 及び 2 <省略> 3 公共下水道占用料の 収納	<省略>	下水道課	1 及び 2 <省略> 3 公共下水道及び都市 下水路占用料の収納	<省略>

<省略>

<省略>

